

出張報告書

下関市議会議長殿

令和 2年 11月 30日

| | |
|--|---|
| 職氏名 市議会議員 前東 直樹 | 用務 地方議会総合研究所研修に参加 |
| 期間 令和 2年 11月 16日から 令和 2年 11月 17日まで | 出張先 京都府京都市南区東九条下殿田町70 京都府民総合交流プラザ 京都テルサ東館 |

意見・調査事項

地方議会総合研究所主催「議員の発言権を活用する～質問・不穏当発言を中心に～」

1. 「議員の発言権（基礎編）」
2. 「議員の発言権（活用編）～効果的な質問・質疑のチェックポイント～」

【ねらい】

- ・担当講師の廣瀬和彦氏は、元全国市議会議長会法制参事を経験され、議員の権能についても造詣が深い方である。現在、本市議会においても議員の発言の妥当性について疑義が生じることもあることから、一度正確に整理し、自らの質問等における質を向上させるとともに、議会ならびに委員会の議事進行においても適切に判断・対応できるようにする観点から本研修を受講した。

【意見等】

- ・まず「議員の発言権」ならびに不穏当発言等の対応について、法規則上どのようになっているかを整理できた。
基本である「発言権」の保護・確保と、「議会運営」また「他人の名誉の保護」など原則を踏まえつつ、何を保護し、何を「統制」しないといけないかを筋道を立てて対応していきたい。
- ・現在2期目であるが、ともすれば多選議員の中には、議会ルールを軽視・逸脱することを認識していない、ないし容認しているのではないかとと思われる事例が散見される。期数の多小を問わず、「守るべき言論」「議会ルール」「市民の権利保護」等、時には厳格に主張していくことが、議会の適正化・活性化につながる。
この点については、今後も明確に毅然として対応していきたい。

以上

議員・職員のための

議員の発言権を活用する

質問・不穏当発言を中心に in 京都

オンラインによる
セミナーも
受講出来ます。

11/16(月) 10:00~13:00 京都

議員の発言権(基礎編)

1. 議員の発言権とは
(1)発言自由の原則 (2)発言に対する制限
(3)国会議員と地方議員の発言に対する保障の違い
2. 発言の種類
(1)質問(2)質疑 (3)討論 (4)議事進行発言 (5)一身上の弁明
(6)議員としての議長の発言
3. 発言の議事運営上の手続き
(1)通告書の提出 (2)通告の時期 (3)発言の順位
4. 発言の取消し・訂正
(1)議員の発言取消し・訂正 (2)執行機関の発言取消し・訂正
(3)会議録における取り扱い
5. 不穏当発言・不規則発言
(1)不穏当・不規則発言とは (2)不穏当発言の基準
(3)不穏当な言動に対する秩序罰
6. 議員の発言に対する法的責任

11/16(月) 14:00~17:00 京都

議員の発言権(活用編)~効果的な質問・質疑のチェックポイント~

1. 質問
(1)意義と種類 (2)機能 (3)通告と事前聞き取り
(4)答弁を求める者の解釈 (5)一問一答の活用手法
(6)質問の範囲(第三セクター・外交問題等) (7)議長等に対する質問
(8)質問時間(9)無通告による質問の取り扱い(10)重複質問
(11)質問における要望
(12)効果的な質問を行うにあたっての11個のチェックポイント
(13)より良い答弁を引き出すための5つの方策
(14)質問における情報源
2. 質疑
(1)意義と4つの注意事項 (2)質問と質疑の3つの違い
(3)委員会付託前の質疑と委員長報告後の質疑
(4)本会議と委員会質疑の違い
3. 質問・質疑(活用編)
(1)質問のテーマを考えるにあたっての3つのポイント
(2)執行機関への聞き取り (3)質問と公約
(4)政策提案と質問 (5)予算・決算における質疑改善点



講師 廣瀬和彦

【(株)地方議会総合研究所代表取締役・
元全国市議会議長会法制参事】

慶應義塾大学大学院法学研究科
修士課程卒。明治大学政経学部
講師・明治大学公共政策大学院
ガバナンス研究科講師等として
活躍。著書は、「Q & A 議会運営
ハンドブック」「地方議員ハンド
ブック」「政務調査費ハンドブ
ック」(すべてぎょうせい)など多数。

(株)地方議会総合研究所